

第 32 号議案

令和5年度 豊後大野市病院事業特別会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度豊後大野市病院事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 病院		(既決予定量)	(補正予定量)	(計)	
患者数	入院患者数（一般病床）	50,954人	△ 2,838人	48,116人	1日平均 131人
	入院患者数（療養型病床）	11,428人	△ 920人	10,508人	1日平均 28人

(3) 建設改良等の事業概要		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
設備		128,209 千円	△ 15,245 千円	112,964 千円
器械備品		364,437 千円	△ 44,399 千円	320,038 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	3,909,736 千円	△ 18,275 千円	3,891,461 千円
第1項 医業収益	3,404,387 千円	△ 217,499 千円	3,186,888 千円
第2項 医業外収益	456,304 千円	192,969 千円	649,273 千円
第3項 特別利益	1 千円	6,771 千円	6,772 千円
第4項 すこやか訪問看護ステーション収益	49,044 千円	△ 516 千円	48,528 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	4,124,216 千円	△ 382 千円	4,123,834 千円
第1項 医業費用	3,969,176 千円	991 千円	3,970,167 千円
第2項 医業外費用	95,178 千円	△ 4,268 千円	90,910 千円
第3項 特別損失	4,758 千円	2,016 千円	6,774 千円
第4項 すこやか訪問看護ステーション費用	55,103 千円	879 千円	55,982 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額257,070千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額44,786千円及び過年度分損益勘定留保資金212,284千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額308,495千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,364千円及び過年度分損益勘定留保資金269,131千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	467,804 千円	△ 112,869 千円	354,935 千円
第1項 補助金	1 千円	31,084 千円	31,085 千円
第2項 繰入金	2 千円	2,748 千円	2,750 千円
第3項 寄附金	1 千円	△ 1 千円	0 千円
第4項 企業債	467,800 千円	△ 146,700 千円	321,100 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	724,874 千円	△ 61,444 千円	663,430 千円
第1項 建設改良費	499,968 千円	△ 59,644 千円	440,324 千円
第3項 研修資金貸付金	3,960 千円	△ 1,800 千円	2,160 千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
設備整備 及び 器械備品購入	467,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市及び病院財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	321,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条に定めた病院運営及び医療器械等施設整備のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(1) 収益的収入		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
国民健康保険特別会計から	国民健康保険保健事業補助金	1千円	1,484千円	1,485千円
(2) 資本的収入		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
国民健康保険特別会計から	国保診療施設整備補助金	2千円	2,748千円	2,750千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
たな卸資産購入限度額	599,681千円	△15,976千円	583,705千円

令和6年2月27日提出
豊後大野市長 川野文敏